

復旦大学高級律師学院の運営状況からみた法曹リカレントの意義（シンポジウム）

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-01-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 陳, 乃蔚 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00024436">https://doi.org/10.14945/00024436</a>

---

## ■ シンポジウム ■

---

### 復旦大学高級律師学院の運営状況からみた 法曹リカレントの意義

復旦大学高級律師学院執行院長

陳 乃 蔚

(朱 曄 訳)

#### 一、復旦大学高級律師学院の概要

2013年に誕生した復旦大学高級律師学院は、グローバル化という時代の趨勢を念頭に置きつつ、ハイレベルの法曹のリカレントを目的としている。

また、復旦大学高級律師学院の誕生の背景には、特に次のような事情と深く関わっている。つまり、中国全土に注目されている中国（上海）自由貿易試験区が誕生したことを契機に、さまざまな法的課題が新たに浮上するようになった。これらの課題は、高度な法律涵養および国際的視野を持つ法曹によって解決しうるものであるが、諸般の事情により、従来の大学における法学教育は、必ずしもこうした問題解決に対応できるような人材育成に適しているとは言えなかった。

こうした事情から、復旦大学高級律師学院は、国際的な都市である上海のさらなる発展に欠かせない法曹の育成を目的に、ハイレベルのリカレント教育を実施することを使命としている。

#### 二、中国における法的サービスの国際化

##### 1、法的サービスの国際化を巡る背景

近時の中国の状況を踏まえると、法的サービスの国際化へのニーズが高まってきているが、その背景には以下のような事情が存在している。まず、中国政府の主導の下で、「一帯一路」(One Belt, One Road Initiative) プロジェクトが進められており、この計画を実行するにあたって、国際的視野を持つ法曹が不可欠となっている点である。また、数年前に中国（上海）自由貿易試験区 (Free-Trade Pilot Zone) が設立され、李克強総理が数回にわたって試験区を視察したことから、中央の試験区への高い期待感を伺うことができよう。試験区においてさまざまな制度の模索が行われているため、国際的スタンダードまたはルール、外国の文化や制度などに精通する高度な

法的問題処理能力を有する法曹により対処する必要性が生まれる。さらに、上海の科学技術のイノベーションセンター(National Innovation Center for Science & Tech)の機能が期待されており、これに対処するには、国際的な視野を持つ法曹によるサポートが欠かせないであろう。

以上のような状況を勘案すると、今後法的サービスの国際化がますます進められることになると言えよう。

## 2、法的サービスの国際化および中国の状況を巡るデータの紹介

第一に、1万人当たりの弁護士の数を確認したい。中国では、2.17人、アメリカでは37人、イギリスでは15.4人、ドイツは8人、これに対して、イスラエルは50人となっている。

第二に、世界における法曹の収益の比率を見ると、アメリカはその41パーセントを占め、イギリスは7パーセントを占めているのに対し、約30万人の弁護士を有する中国は、1.2パーセントに止まっている。

第三に、中国の弁護士の分布を踏まえると、法曹の偏在の現象が顕著である。つまり、北京市、上海市、浙江省、江蘇省には中国全土の約30パーセントの弁護士が登録しており、その収益は全国の70パーセントを超えている。また、中国における弁護士一人当たりの収入を見ても、大きな差が見られる。例えば、全国平均一人当たりの年間の収入は21.7万元となっており、上海では80.9万元に達しているのに対し、チベットは3万元に止まっている。

第四に、一国のGDPを占める弁護士収益の割合を見ると、2014年のデータでは、中国は0.11パーセント、アメリカは1.51パーセント、イギリスは1.19パーセントとなっている。このデータから、先進国と比較すると、中国における弁護士業務拡大の可能性は極めて大きいと言えよう。

グローバル化時代の動きを洞察しつつ、法的サービスの国際化を図りつつ、より高い水準のサービスを提供することが今後の課題である。また、国家経済振興のために高度な法的サービスを提供することも弁護士としての重要な役割の一つとなろう。

## 3、中国における国際化の三つの段階

中国における法的サービスの国際化の経緯を概観すると、3つの段階を経てきたと考えられる。

第一に、20世紀の70年代末から80年代半ばにかけて、外国資本および技術の導入が中国の国策として確立され、それに伴い幾つかの経済特区が誕生した。この時期における渉外の法的サービスの提供は、主に外国の投資を巡って展開されていた。

第二に、中国のWTOへの加盟が実現した以降は、法的サービスに関する領域の解

放が求められており、今日まで約350カ所の外国の弁護士事務所が中国に進出し、その多くは上海に駐在事務所を設立している。しかしながら、中国の現状を見ると、全国の約30万の弁護士の内、国際的な法的サービスに精通している者は3000人ほどに止まっている。中国の現状を鑑みると、中国の法律事務所と外国の事務所とは、協力と競争が併存する状態となっていると言えよう。また、近時の紛争の状況を踏まえると、国際貿易に関わるトラブルが急増し、中国の企業が外国で訴えられるケース、知的財産権を巡るケース、国際仲裁事案などが著しく増加しているのに対し、法律、外国語、経済に精通する弁護士がかなり不足している。

第三に、近時、「一帯一路」の戦略が推進されており、この動きに伴い中国の企業による外国企業の買収、外国における中国企業の上場などが頻繁に見られるようになった。こうした傾向に対処するために、各国の法律事務所間の協力が図られており、例えば、金杜とオーストラリアのMallesons、大成とイギリスのDentonsとの連携はその代表例と考えられよう。

#### 4、法的サービスの国際化の中身とは

法的サービスの国際化を語る際に、その中身を明らかにする必要がある。この点については、次の三つのポイント、すなわち、国際化した視野、国際化した技能および国際化した市場が挙げられる。

第一に、国を跨がった法律業務を処理する際には、国際化した視野（International Vision）を備える必要性があろう。法的専門知識以外にも、国際政治への洞察力、国際経済・金融を巡る知識の理解なども不可欠であり、つまりは、視野を広げることが大変重要であるように思われる。

第二に、堪能な外国語学力、高度な法律専門知識、幅広い教養などの国際化した技能（International Ability）は、渉外事件を処理する際に具備しなければならないものであろう。

第三に、国際化した市場（International Market）へ参入することも、法的サービスの国際化の重要な表れであろう。例えば、国際仲裁領域については、中国の弁護士なら上海国際仲裁センター（Shanghai International Arbitration Center）の業務のみならず、シンガポール、アメリカの仲裁機構、さらに国際的な商会をも積極的に視野に入れなければならないであろう。また、単なる業務の受任に止まらず、可能な限りその仲裁機構の仲裁委員になることも目指さなければならないであろう。

#### 5、法的サービスの国際化へのアプローチ

如何に法的サービスの国際化を実現するかについて、次のポイントが重要ではないかと思われる。

第一に、業界の主管部門は国際化を促進する案を企画し、明確な目標および指針を設ける必要があろう。

第二に、法律、外国語、経済などの多元的な知識を備える人材を育成しなければならないであろう。復旦大学高級律師学院は、正にこの目標を念頭において設立された教育機関である。

第三に、外国の法律事務所との連携を図り、海外において機構を設けることへの模索が欠かせないであろう。

第四に、各地の弁護士会は、胸襟を開き、積極的に外国事務所の弁護士を会員として迎える必要がある。なぜなら、同業者の切磋琢磨こそ、業務能力の向上に大変有益だからである。

第五に、政府による税制上、財政上などのサポートも望ましいであろう。

### 三、法曹リカレントの意義

以上で紹介したように、法的サービスの国際化の潮流がすでに現れており、これに対応するためには、単なる教科書レベルの法学知識では不十分であり、したがって、弁護士リカレント教育の意義は極めて大きいと言えよう。

とりわけ、実際外国においてリカレント教育を受けることは、外国の制度そのものだけでなく、その制度誕生の背景や具体的な運用方法についても深く理解することに資すると考えられよう。これらの貴重な経験は、国際的視野を養うには大変役に立つと考えられる。

復旦大学高級律師学院と静岡大学地域法実務実践センターの間には、すでに交流協定が結ばれており、今後、両機構の連携を強化しつつリカレント教育への模索を行いたい。